

令和8年9月2日

都道府県地価調査とは

1 目的

国土利用計画法施行令第9条の規定に基づき、地域別・用途別に基準地を選定し、自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる標準価格を調査・公表し、次のことに活用することで、適正な地価形成に寄与する。

- (1) 国土利用計画法に基づく土地取引規制に係る規準
- (2) 一般の土地取引価格の指標
- (3) 公共用地の取得価格に係る補償額算定の規準
- (4) 相続税・固定資産税評価額の算定の目安

2 概要

県が選定した基準地について、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査、調整して標準価格の判定を行う。調査結果は、県公報で公告する。

(1) 令和8年地価調査

調査地点(基準地)	600地点(県全域 35市町)	調査内容	各基準地の1㎡当たりの正常価格
調査基準日	令和8年7月1日		
結果公表日	令和8年9月16日(予定)	公表方法	県公報により公表

(2) 基準地の選定方針：以下の4原則にできる限り適合した場所を選定

- ① 代表性：その地域全体の地価水準をできる限り代表しうるもの
- ② 中庸性：土地利用の状況、環境、地積、形状が中庸であるもの
- ③ 安定性：土地の利用状況ができる限り安定していること
- ④ 確定性：土地登記簿、住居表示、建物、地形等によって明確に他と区分され容易に確認できること

(3) 用途別基準地選定状況

区分	住宅地	商業地	工業地	全用途 (宅地)	林地 静岡(林)	地点数 の合計
用途番号	—	5	9			
①調査地点数	401	149	26	576	24	600
②選定替等地点数	0	2	1	3	0	3
①-②継続地点数	401	147	25	573	24	597

※基準地が(2)の選定方針に適合しているか毎年度点検し、適宜選定替を行う。

令和8年の選定替は別紙のとおり。

3 地価調査(県)と地価公示(国)の制度比較

区 分	地 価 調 査	地 価 公 示
根 拠	国土利用計画法施行令第9条 (昭和49年政令第387号)	地価公示法 (昭和44年法律第49号)
調 査 主 体	都道府県知事	国土交通省土地鑑定委員会
調査基準日	7月1日	1月1日
結果公表日	9月下旬(R8:9月16日予定)	3月下旬(R8:3月18日)
調査地点数	基準地 R8 県内 600地点 R8 全国 21,456地点	標準地 R8 県内 661地点 R8 全国 25,565地点
調 査 区 域	県全域 R8 35市町	都市計画区域ほか R8 32市町

注) 地価調査基準地中30地点は、地価公示標準地との共通地点。

(基準地の標準価格)

- 第九条** 都道府県知事は、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域(法第十二条第一項の規定により指定された規制区域を除く。)において、土地の利用状況、環境等が通常と認められる画地を選定し、その選定された画地について、毎年一回、一人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、国土交通省令で定める一定の基準日における当該画地の単位面積当たりの標準価格を判定するものとする。
- 2 前項の標準価格は、土地について、自由な取引が行われるとした場合におけるその取引(農地又は採草放牧地の取引(農地及び採草放牧地以外のものとするための取引を除く。))において通常成立すると認められる価格(当該土地に建物その他の定着物が存する場合又は当該土地に関して当該土地の使用及び収益を目的とする権利が存する場合には、これらの定着物又は権利が存しないものとして通常成立すると認められる価格)とする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により標準価格を判定するに当たっては、その標準価格に係る基準地が地価公示法第二条第一項に規定する公示区域内に所在する土地(森林の土地を除く。)であるときは、公示価格を規準とし、その標準価格に係る基準地が当該公示区域内に所在する森林の土地であり又は当該公示区域外に所在するときは、近傍類地の取引価格から算定される推定の価格、近傍類地の地代等から算定される推定の価格及び同等の効用を有する土地の造成に要する推定の費用の額を勘案して行うものとする。
- 4 都道府県知事は、前項の推定の価格又は推定の費用の額を求めるには、次に掲げるところによるほか、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。
- 一 近傍類地の取引価格又は地代等が投機的取引、当該土地を特別な用途に供するための取引その他の特別な事情を反映して形成されていると認められるときは、その事情を除去するための補正を行うものとする。
- 二 近傍類地の取引価格又は地代等が標準価格を判定する基準日前のものであり、かつ、その基準日までの間に土地の価格に変動があると認められるときは、その変動に応じ社会的経済的事実を勘案して修正するものとする。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により標準価格を判定したときは、基準地の所在、基準地の単位面積当たりの価格、価格判定の基準日その他必要と認める事項の周知に努めるものとする。

静岡県地価調査会設置要綱

(設置)

第1条 都道府県地価調査事務取扱要領（昭和60年5月18日付け60国土地第120号）第13条の規定に基づき静岡県地価調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(趣旨)

第2条 調査会は、地価調査事業全般にわたり意見の具申を行い、事業の円滑な遂行に資するものとする。

(組織)

第3条 調査会の委員は、静岡県土地利用審査会の委員をもって充てる。

(会長)

第4条 調査会の会長は、静岡県土地利用審査会の会長をもって充てる。

(会議)

第5条 調査会は、会長が招集する。

2 調査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(公開及びその制限)

第6条 調査会は、基準地等の価格の判定に関し審議を行う場合を除き、公開するものとする。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、交通基盤部土地対策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか調査会の運営に関し必要な事項は会長が調査会に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和50年7月1日から施行する。

附則

この改正は、昭和61年12月19日から施行する。

附則

この改正は、平成4年12月19日から施行する。

附則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

令和8年静岡県地価調査 選定替一覧

令和8年静岡県地価調査において、以下3地点の選定替を行いました。

整理 番号	市区町名	番号	旧基準地 所在・地番・地積	新規基準地候補 所在・地番	選定替えの理由
1	沼津市	沼津5-1 【商業地】	沼津市 原字御殿場891番16 454㎡	沼津市 原字御殿場872番4 250㎡	令和7年に更地化され、令和8年3月に2筆に分筆されて戸建用地として販売されたことにより、商業地の評価地として中庸性・確実性を欠くこととなったため。
2	静岡市 清水区	清水9-1 【工業地】	静岡市清水区 吉川字広田800番1 409㎡	静岡市清水区 堀込字水深27番1外 2,060㎡	既存の建物が取り壊され、アパートが建築中であり、工業地としての代表性を欠くため。
3	藤枝市	藤枝5-5 【商業地】	藤枝市 岡部町内谷字八反田623番2外 167㎡	藤枝市 岡部町内谷字八反田623番1外 115㎡	空き店舗として3年以上が経過しており、代表性や安定性が欠けるため。